

平成28年8月23日

## 入札契約制度・発注等検討委員会を設置しました ～9月から入札契約制度を変更します～

### 1 入札契約制度・発注等検討委員会の設置

本市が発注する工事等に係る適正な入札契約事務の執行及び市内中小企業者の育成を図るため、「入札契約制度・発注等検討委員会（以下「委員会」という。）」を設置し、入札契約制度の改善、適切な分離又は分割発注等の推進などの検討を進めることといたしました。

今般、第1回委員会を開催（8月16日）し、委員会の所掌事務などとともに、市内中小企業者の受注機会の増大に向けた検討事項の確認がされました。

#### 【入札契約制度・発注等検討委員会】

所掌事務：入札に関する事務の改善に関すること

工事発注の適切な分離又は分割、及び平準化に関すること ほか

組 織：座 長 三浦副市長

副座長 菊地副市長

伊藤副市長

委 員 工事等の入札契約事務に係る局長

検討事項：（1） 総合評価落札方式について

（2） 業者登録について

（3） 入札参加条件等について

（4） 事業者への資金の円滑な供給の促進

（5） 発注・施行の平準化及び分離・分割発注の促進 ほか

部会設置：（1） 入札部会

（2） 発注部会

（3） 設計書部会

\* 委員会には関係課長を構成員とする上記3部会を設置し、事前審議を行う。

### 2 入札契約制度の変更

上記第1回委員会において確認された、次の3つの取組を平成28年9月から実施いたします。（「別紙」のとおり）

- （1） 総合評価落札方式における評価項目の見直し
- （2） 前払金の使途拡大
- （3） 業者登録における市内業者の定義の見直し等

### 3 今後について

確認された検討事項を基に各部会における審議を踏まえ、適宜、委員会を開催し、入札契約制度に反映させていくものとなります。

川崎市財政局資産管理部契約課  
電話 044-200-2096

**平成28年9月から実施する入札契約制度の取り組みについて****1 総合評価落札方式における評価項目の見直し**

事業者の若手技術者確保へのインセンティブや中小企業者の受注機会の確保を図るため、平成28年9月1日以降に公告を行う案件から、次のとおり総合評価落札方式の評価項目を見直します。

- (1) 評価項目「若手配置予定技術者の配置」の評価（加点）基準を入札参加申し込み時点で**40歳未満**としました。

**見直し前**：入札参加申込日時点で35歳未満であること



**見直し後**：入札参加申込日時点で**40歳未満**であること

- (2) 評価項目「官公需適格組合であること」の評価（加点）対象を共同企業体の構成員に拡げました。

**見直し前**：共同企業体の代表者が官公需適格組合のときのみ加点



**見直し後**：共同企業体の**構成員（代表者に限定しない）**が官公需適格組合のときに加点

**2 前払金の使途拡大**

地方自治法施行規則の一部改正に基づき、前払金の早期支払を通じた早期の事業進捗や経済効果の発現を図るため、平成28年度発注工事の前払金の使途を拡大します。

- (1) 対象となる前払金

平成28年9月1日以降に入札公告又は指名通知を行い、平成29年3月31日までに新たに請負契約を締結する工事に係る前払金で、平成29年3月31日までに払出しが行われるものが対象です。

- (2) 使途拡大の内容

前払金の使途について、**現場管理費及び一般管理等のうち当該工事の施工に要する費用**に拡大します。

※これらに充てられる前払金の上限は、前払金の100分の25です。

**3 業者登録における市内業者の定義の見直し等**

平成28年9月に申請受付する「平成29・30年度競争入札参加資格審査申請」について、事業者の地域区分（市内業者、準市内業者、市外業者）の定義を整理するとともに、事業者の実態を確認する必要がある場合は**実態調査**を行い、適正な入札参加機会の確保を図ります。

**\* 市内業者**： 本店（登記簿上に記載され、**管理部門など本社機能を有した事務所**など）が川崎市内に在る者